

津波発生時における岸壁上の散乱貨物等の撤去・
回収マニュアル

平成 31 年 3 月

大阪市港湾局

計画整備部海務課

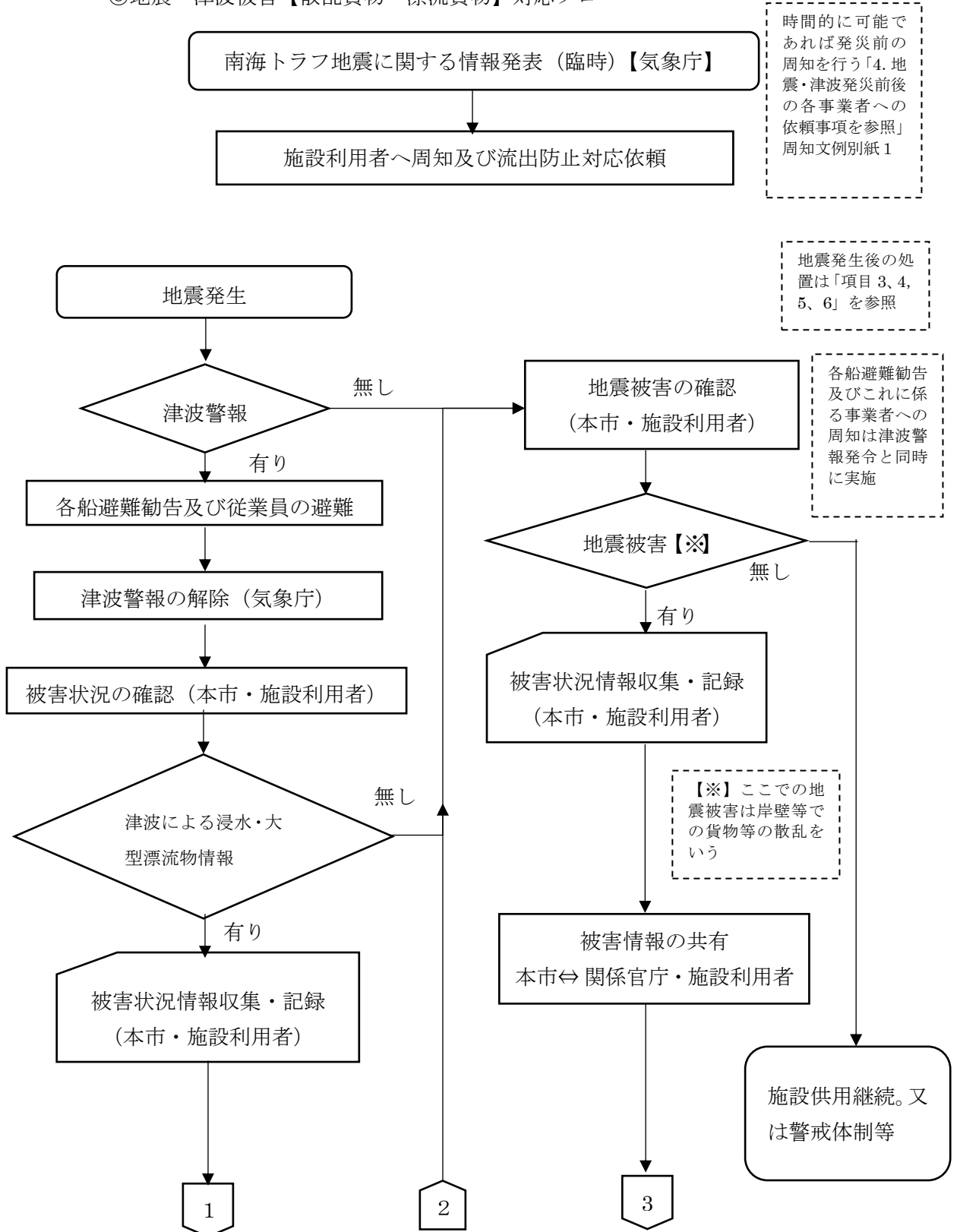
内 容

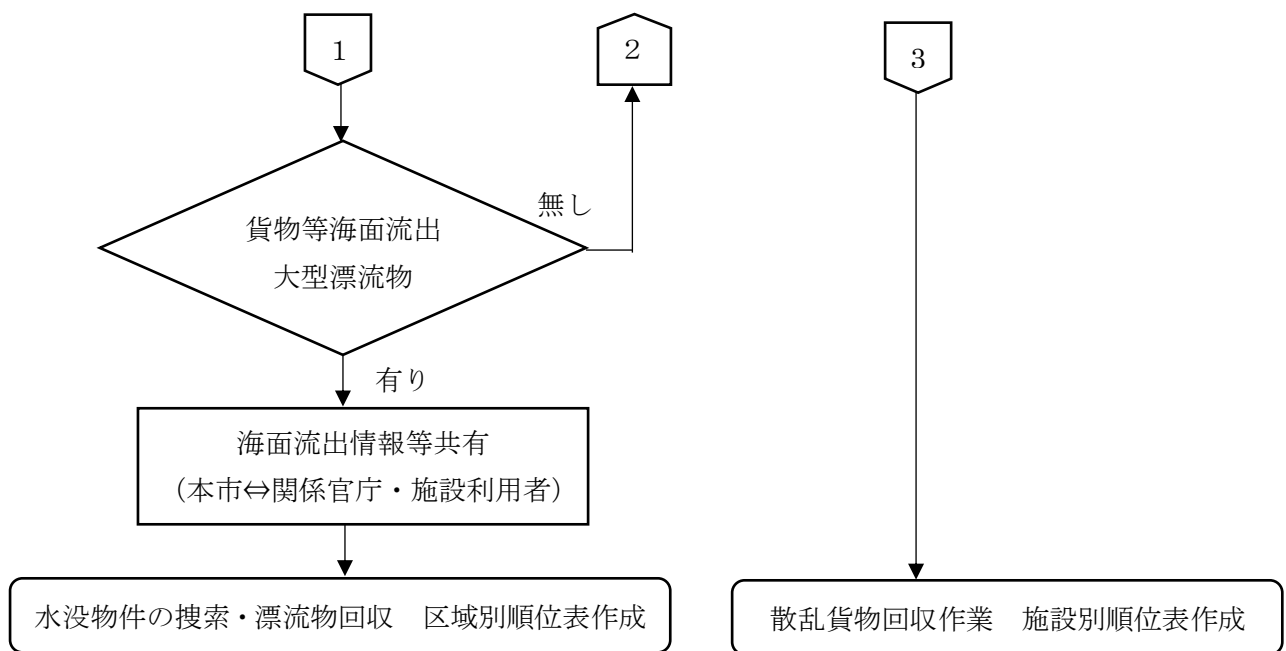
1. 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
2. 岸壁上の散乱貨物等の撤去・回収対応に関する
 基本的な考え方・・・・・・・・・・ P1
3. 地震・津波発生時の業務の流れ・・・・・・・・ P2
4. 地震・津波発災前後の施設利用者への依頼事項・・ P4
5. 散乱貨物等の処理・調査の初動 [発災後対応]・・ P4
6. 散乱貨物等の撤去・回収・・・・・・・・・・ P5
7. 散乱貨物等の事後処理・・・・・・・・・・ P5
8. 大阪市で締結の防災協定について・・・・・・・・ P6

別紙 1～4

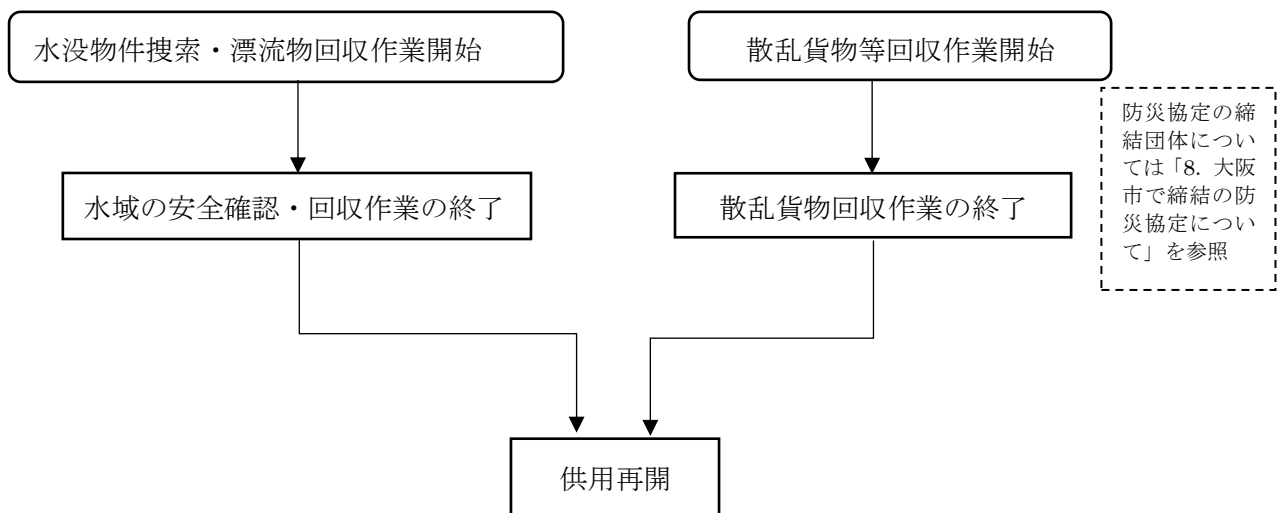
3. 地震・津波発生時における業務の流れ

◎地震・津波被害【散乱貨物・漂流貨物】対応フロー





- ・災害規模が大きく複数の係留施設等に被害がある場合、各施設の被害程度等を考慮のうえ、施設ごとに復旧順位等を決定。本市直営や施設使用者のみでの対応では不足する場合は本市と防災協定を締結している団体への作業を依頼。
- ・順位決定の際は大阪港事業継続計画の回復目標を考慮する。(緊急物資搬入用途では接続道路状況等を含む)
- ・水没物件の搜索には音響測深が有効であるが、器材が不足する可能性もあることから、水没情報等が複数ある場合は、多くの船舶に影響のある区域から安全性の確認をする(例：主航路合流部→大関門付近→各バース前など)
- ・漂流物及び散乱物の所有者等にはその処理に最大限の協力を要請するが、本市においても可能な限りの対応をする。



◎災害規模等により供用再開は施設ごと・区域ごとになる可能性も考慮し、必要に応じて関係者への周知を図る

4. 地震・津波発生前後の施設利用者への依頼事項

南海トラフ地震について、気象庁は次の情報発表を行うとしている。

気象庁 HP より抜粋

・・・気象庁では、新たな防災対応が定められるまでの当面の対応として、平成 29 年 11 月 1 日から以下の対応を実施しています。

「南海トラフ地震に関連する情報」の発表・・・南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行う。なお、これに伴い、東海地震のみに着目した従来の「東海地震に関連する情報」の発表は行わない。

「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の開催・・・南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するにあたって、有識者から助言いただくために、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する。

地震等により被災した時には、できる限り岸壁上への貨物の散乱等は防ぐことが望ましいことから、気象庁から発表された情報の内容を参考に上屋・荷さばき地等の施設利用者に予防措置を依頼する。(別紙 1：依頼文例 別紙 2:連絡先)

(1) 地震等発生前に施設利用者に依頼する事項

- ① 従業員の安全確認及び避難場所等の確認
- ② 貨物・荷役器材・車両等の散乱・流出防止措置の実施。ただし人員の安全を第一とし、津波警報等が発令された場合は速やかに避難すること

(2) 被災後の対応として依頼すること

- ① 各岸壁や背後施設における被害状況の確認、報告
- ② 各岸壁・背後荷さばき施設における散乱物等回収及び埠頭施設内整理

5. 散乱貨物等の処理・調査の初動【発災後対応】

散乱貨物等の通報の処理

- ① 散乱貨物等の通報があった場合、散乱貨物等の種類、量、所有者、発生場所、施設名、人身損害・危険物等の有無などを確認する。【別紙 3 通報受付簿参照】
- ② 散乱貨物等による負傷者等の人身損害や危険物流出等の情報がある場合は、直ちに消防署等への通報を行う。【別紙 4 緊急連絡先参照】
- ③ 散乱貨物等の所有者が判明している場合は、所有者に撤去・回収の要請を行う。
- ④ 岸壁の利用者(船社・港運事業等)に散乱貨物等の状況について通報する。(使用制限等の周知)
- ⑤ 散乱貨物等により、岸壁の供用ができない場合、利用者への周知を行う。
- ⑥ 港湾管理者の所有する岸壁以外の場合、当該施設の管理者に通報する。
- ⑦ 必要に応じ、関係機関(警察署、海上保安監部、地方整備局、税関等)に通報する。

(2) 現地確認及び調査

- ① 散乱貨物等の種類、量、所有者、発生場所、施設名、人身損害・危険物等の有無などを現地で確認する。
- ② 岸壁上の散乱貨物等以外に、岸壁前の水面に貨物等がないか確認する。(必要に応じ、水深測量を行う。)
- ③ 現場の状況写真等を撮影し記録する。

- ④ 周辺施設（防舷材、車止め、照明柱、上屋等）の損傷等の有無を確認する。
- ⑤ 散乱貨物等の所有者が判明している場合は、現地立会のうえ、撤去・回収の打合せを行う。（所有者のみによる撤去・回収が困難な場合、施設管理者が行い、相当額を所有者に請求することの交渉を行う。）

（3） 応急措置

- ① 二次災害が予想される場合、安全を確保しつつ、被害拡大を防止するための応急措置をとる。
- ② 必要に応じ、散乱貨物等による危険区域の立ち入り制限措置をとる。

6. 散乱貨物等の撤去・回収

（1） 撤去・回収作業

- ① 散乱貨物等の所有者による撤去・回収作業の立会い確認を行う。
- ② 港湾管理者が撤去・回収を行う場合、作業方法を決定し、作業の実施者（請負・直営）と十分に打合せて実施する。

（2） 関係先との調整

- ① 必要に応じ、岸壁の利用者や関係官庁と調整を行い、撤去・回収作業の安全性と効率性を確保する。
- ② 散乱貨物等の一時仮置きや解体作業等が必要となる場合は、適切な場所を選定し、確保の調整を行う。
- ③ 散乱貨物等の廃棄処理が必要となる場合は、必要に応じ、廃棄物処理を所管する環境部局等との調整を行う。

7. 散乱貨物等の事後処理

（1） 撤去・回収の確認

- ① 撤去・回収作業の履行完了の確認を行う。
- ② 撤去・回収後に、岸壁や周辺施設の損傷の有無について、再度確認する。
- ③ 撤去・回収後の現場の状況写真等を撮影し記録する。

（2） 作業完了の措置

- ① 危険区域への立ち入り制限措置をとっていた場合は、解除する。
- ② 必要に応じ、関係機関（警察署、海上保安監部、地方整備局、税関等）に撤去・回収完了を通報する。

（3） 再発防止対策

- ① 発生原因の分析等を行い、再発防止を図る。
- ② 必要に応じ、当該マニュアルの修正を行う。

8. 大阪市で締結の防災協定について

災害時の規模等により本市直営や関係事業者のみでの対応が難しい場合は、以下の協定締結先もしくはその会員企業に協定書に基づく対応の依頼を検討する。(98・101については計画課を通じて調整・依頼)

下表は大阪市地域防災アクションプラン資料編 大阪市防災協定一覧より

番号	市部局	防災協定等の名称	協定先
98	港湾局	大阪市港湾局管轄区域における災害時の応急対策業務に関する協定書	(社)日本埋立浚渫協会 近畿支部
100	港湾局	津波襲来時における民間のひき船の出動協力に関する協定	(株)武丸海運 昭陽汽船(株)
101	港湾局	災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定	国土交通省近畿地方整備局、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、神戸市、阪神国際港湾株式会社、大阪港埠頭株式会社、大阪湾広域臨海環境整備センター、(一社)日本埋立浚渫協会近畿支部、近畿港湾空港建設協会連合会、(一社)日本海上起重技術協会近畿支部、全国浚渫業協会関西支部、(一社)日本潜水協会、(一社)海洋調査協会、(一社)港湾技術コンサルタント協会

〇〇年〇月〇日

大阪港利用者各位

大阪市港湾局
(海務課)南海トラフ地震に関連する情報（臨時）発表に伴う協力要請について

〇〇年〇月〇日 午前・午後 時 分、気象庁より南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表されました。

つきましては、今後想定される「津波警報」の発令までに、岸壁・上屋・荷さばき地について、地震・津波による貨物の荷崩れや流出防止に備え下記の作業を行うよう協力を要請します。

また、津波警報が発令された場合には、作業を中断し、速やかに避難してください。

なお、テレビ・ラジオ等による情報収集に努めて下さい。

気象庁の発表情報の内容や港内状況により、文面は調整する

1. 地震・津波発生前の対応について

(1) 従業員への周知について

今後の情報に注意するとともに地震・津波に備えて避難準備等をとられるよう指示して下さい。

(2) 岸壁について

- ・荷役を（直ちに中止・中止を検討）し、本船船長と船の港外退避の意思・予定等を確認してください。
- ・原則、岸壁エプロン上のすべての貨物・資機材を できる限り津波浸水域の外側・地盤の高い場所や岸壁から離れた場所に移動して下さい。
- ・フォークリフト等の移動可能な荷役機械は、可能な限り津波浸水域の外側・地盤の高い場所や岸壁から離れた場所に自走避難して下さい。
(津波浸水域外まで行けない場合は、できるだけ高さのある場所に避難すれば、津波被害を避けられる可能性が高まります。)

(3) 上屋・荷さばき地について

- ・上屋・荷さばき地内の荷物を整理すること（荷崩れ防止対策や地盤の高い場所や岸壁から離れた場所に移動すること）

- ・荷さばき地や上屋内の荷物で特に積み上げている場合は、ロープ・ワイヤー等により固縛すること
 - ・避難する際は、上屋の電源（ブレーカー）を切り、上屋のシャッター・出入口扉等を閉鎖すること
- (4) 周辺の自動車について
- ・地震後、緊急物資輸送に使用する耐震強化岸壁（北港岸壁、鶴浜岸壁、安治川1号岸壁、A1～3岸壁）にある自動車・トラックは、すべて岸壁外（津波浸水域の外側）へ避難させて下さい。その他の岸壁でも、原則として、自動車・トラックを岸壁外に出して下さい。
 - ・津波浸水域の外側に出せないときは、できるだけ岸壁（水際線）から離れた場所に避難して下さい。
 - ・自動車のキーは付け状態にし、いざというときに交通障害とならないように駐車して下さい。

2. 地震・津波発生後の対応について

(1) 貨物散乱などに関する本市への報告

各上屋・荷さばき地及び前面岸壁に貨物の散乱・流出がある場合は 様式(別紙3)等により港湾局海務課まで報告をお願いします。特に海面への流出が認められ場合は、早急に連絡をお願いします。

(2) 散乱貨物回収等

自社取扱貨物が岸壁エプロン上、岸壁への通路等に散乱している場合は、これらの除去に努めて下さい

本市公共岸壁・荷さばき地に他の場所からの流出物等がある場合はその旨を港湾局海務課までお知らせください。

連絡先 大阪市港湾局海務課

(海務) 6571-1966 担当 ()

(埠頭) 6572-4033 担当 ()

別紙2の各社連絡先については本稿記載を省略(別冊管理)

岸壁上の散乱貨物等通報受付簿

平成 年 月 日 () 時 分現在

区分	質問内容	記入欄	
発生日時	発生日時を教えてください。	平成 年 月 日 () 時 分	
発生場所	発生場所を教えてください。	地区、岸壁名 (バース番号)	
報告者	あなたの会社名、名前、電話番号を教えてください。	会社	電話番号
		役職・氏名	
発生概要	散乱貨物等の状況を教えてください。	散乱貨物等の種類	
		散乱貨物等の量	
		危険物の場合 (危険物名)	(量)
		散乱貨物等の所有者	
		水面への流出の有無	
被害状況	人的被害状況について教えてください。	死者	不明 人
		負傷者	合計
	物的被害状況について教えてください。		
応急対策	連絡した対応機関について教えてください。	消防署	警察署
		その他	
	所有者は撤去・回収をしていますか。		
	岸壁利用者に散乱貨物等の状況を通報していますか。		
	どこかに応援要請をしていますか。		

緊急連絡先

連絡先	電話番号
警察（事故・緊急）	110
水上警察署	06-6575-1234
此花警察	06-6466-1234
港警察	06-6574-1234
住之江警察	06-6682-1234
大正警察	06-6555-1234
消防（火災・救急）	119
大阪市水上消防署	06-6574-0119
此花消防署	06-6461-0119
港消防署	06-6573-0119
住之江消防署	06-6585-0119
大正消防署	06-6552-0119
海上保安庁	118
大阪海上保安監部	06-6571-0221
大阪税関	06-6576-3010
阪神国際港湾(株)大阪事業本部	06-6615-7228
近畿地方整備局（港湾空港部）	078-391-7582
（大阪港湾・空港整備事務所）	06-6574-8561